

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
		10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6番	杉村 由幸	7番	瀧 信義
9番	橋本 淳	19番	八木 章嘉

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主任	坂東 麻祐子

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳		
----	-------	--	--

午後15時00分開会

【事務局】

それでは只今から、令和3年第11回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。
本日の欠席委員は、杉村由幸委員、瀧信義委員、橋本淳委員、八木章嘉委員の4名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いします。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。
農業委員として任命され、初めて農地法やその他関係法律に基づき、議案を審議される委員が多いと思います。皆様方におかれましては、慎重な審議をしていただきますよう、よろしくをお願いします。

それでは、只今から、令和3年第11回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、4番川松忠彦君、5番永井八千代君を指名いたします。

次に日程第2議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

番号1番

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在9,540㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では300日農業に従

事しています

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し申請地を取得するものです。

受人は現在2,715㎡の農地を経営しており、個人で年間110日と70日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。申請地の一部は登記地目が田ですが、現況は畑です。

また、江向2984番1は現在土地改良中であり、この一時利用地につきましては、備考に記載のとおりとなっています。

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し申請地を取得するものです。

受人は現在10,361.61㎡の農地を経営しており、個人で年間180日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し申請地を取得するものです。

受人は現在39,909.46㎡の農地を経営しており、個人で年間120日、世帯では370日農業に従事しています。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は、現在8,304.74㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では400日農業に従事しています。

申請件数は合計5件、移動の土地は、田20筆4,534㎡、畑13筆3,595㎡、合計8,491㎡です。

以上5件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第54号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第55号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。議案第55号農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

つづきまして、8ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

9ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、1件、転用の土地は、畑1筆281㎡、田1筆945㎡ 合計1,226㎡です。

以上4条の申請1件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。

ここで、先ほどの農地転用資料（農地法第4条、第5条に係る一般基準、許可要件）の説明をさせていただきます。

先ほど第4条の申請番号1の説明をさせていただきました。その際に2枚の資料を見ていただいたかと思います。まず、農地法第4条・第5条に係る一般基準について説明させていただきます。4条1の列をご覧ください。まず、「資力及び信用」につきましては、転用に伴う資金面は大丈夫なのかを審査します。つづきまして、「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」についてですが、申請地に地役権等の権利がついていないかを審査します。続きまして、「申請に係る用途に遅延なく供することの確実性について」ですが、これは、許可を受けた後に速やかに工事着工ができるのかを審査します。

続きまして、「行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込み」についてですが、これは、住宅等を建てる際の、建築確認の許可や、道水路占用等の許可状況を審査します。

続きましては、「農地以外の土地の利用見込み」ですが、これは、申請農地面積に対して一体的に利用する土地があるかないかを審査します。

続きまして、「計画面積の妥当性」についてですが、転用にあたり計画面積が妥当か否かを審査します。

最後に、「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」を審査します。

次に農地法第4条・第5条に係る許可要件について説明します。これは、4条の行で見ただけ、案件に対して農地種別（何種農地に該当しているか）と申請事由及び許可要件（どういう理由で許可しているのか）を記入しております。

これから説明させていただきます案件につきましてリンクしているものです。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第55号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10ページをお願いします。議案第56号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらはスケートボード練習場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは宅地344.19㎡を一体利用し駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

続きまして、12ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは宅地2,181.93㎡を一体利用し駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をご覧ください。5条の申請件数は16件、転用の土地田3筆597㎡、畑16筆5,076.05㎡ 合計5,673.05㎡です。

以上5条申請16件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【佐藤委員】

分家住宅は普通、新家で、所有者と申請者の名字が一致しているはずだが、名字が相違しており売買になっている。

【事務局】

分家住宅でも所有権移転して建てられる時もある。

【佐藤委員】

血が繋がってなくても建てられるのか。(親の所有土地じゃなくてもよい)

【事務局】

建てるのが分家住宅として建てられるという事です。(要件を満たせば)

【会長】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第56号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案14ページをお願いします。議案57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農

業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

(申請地、地目、面積を朗読)

使用貸借権の設定は5筆です。

貸借期間は令和3年11月11日から令和8年11月10日です。

16ページ総括表をお願い致します。

田 5筆 314㎡ 合計 5筆 314㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第6議案第58号相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案17ページをお願いします。

議案第58号相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

18ページをお願いします。

(番号1 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日を朗読)

(番号2 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日を朗読)

(番号3 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日を朗読)

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

19ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、3件

田 17筆 11,765㎡、畑 4筆 5,608㎡ になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。
質疑もないようですので、これより採決いたします。
議案第58号相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。
次に日程第7 報告第1号 現況証明願の報告についてから日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

21 ページをお願いします。
報告第1号現況証明の報告についてです。
現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。
22 ページをお願いします。
(番号1申請地、地目、面積朗読)
昭和32年より住宅敷地として利用しておりました。
つづきまして、23 ページをお願いします。報告第2号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。
農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。
24 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号の届出です。
(番号1申請地、地目、面積朗読)
賃貸住宅による転用です。

つづきまして、25 ページの総括表をお願いします。
申請件数 1件 畑 2筆 合計 523 m²

つづきまして、26 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号届出（所有権移転）の届出です。

（番号1申請地、地目、面積、権利朗読）

転用目的は住宅です。

（番号2申請地、地目、面積、権利朗読）

転用目的は住宅です。

（番号3申請地、地目、面積、権利朗読）

転用目的は住宅です。

（番号4申請地、地目、面積、権利朗読）

転用目的は住宅です。

（番号5申請地、地目、面積、権利朗読）

転用目的は住宅です。

（番号6申請地、地目、面積、権利朗読）

転用目的は住宅です。

（番号7申請地、地目、面積、権利朗読）

転用目的は住宅です。

総括表27ページをお願いします。

申請件数 7件 田2筆 489㎡ 畑6筆 1,346㎡ 合計1,835㎡です。

つづきまして、28ページをお願いします。

報告第3号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

（番号1申請地、地目、面積朗読）

転用による賃貸借の解除です。

（番号2申請地、地目、面積朗読）

土地売買による賃貸借の解除です。

（番号3申請地、地目、面積朗読）

土地売買による賃貸借の解除です。

（番号4申請地、地目、面積朗読）

転用による賃貸借の解除です。

（番号5申請地、地目、面積朗読）

土地売買による賃貸借の解除です。

30ページの総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 5筆 4,774㎡ 合計4,774㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和3年第11回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時08分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

4 番委員

川松 忠彦

5 番委員

永井 八千代